

◆釧路市民文化会館 使用料◆

(令和元年10月1日)
(単位:円)

区 分		午前	午後	夜間	午前＋午後	午後＋夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時
大ホール	平日	34,790	55,660	76,540	90,450	132,200	167,000
	土曜日、日曜日及び休日	48,710	69,580	90,450	118,290	160,030	208,730
小ホール	平日	13,910	18,090	23,670	32,000	41,760	55,670
	土曜日、日曜日及び休日	20,880	27,840	34,790	48,720	62,630	83,510
展示ホール		4,180	6,250	8,350	10,430	14,600	18,780
会議室	1号	2,090	2,790	4,180	4,880	6,970	9,050
	2号	1,680	1,950	2,230	3,630	4,180	5,860
和室		2,790	3,460	4,180	6,250	7,640	10,430
練習室	1号	1,810	2,090	2,790	3,900	4,880	6,690
	2号	3,200	3,460	4,180	6,660	7,640	10,840
	3号	970	1,230	1,950	2,200	3,180	4,150
大・小ホール楽屋	1号	690	970	1,230	1,660	2,200	2,890
	2号	410	690	970	1,100	1,660	2,070
	3号	280	410	690	690	1,100	1,380
	4号	280	410	690	690	1,100	1,380
浴室		130	230	280	360	510	640

- 営利を目的として使用する場合は、本番区分に対して、その区分金額の120%を加算します。
- 営利を目的としないで入場料等を徴収して使用する場合は、その額により本番区分金額に対して、次のとおり加算します。
 - ① 入場料等の額が5,001円以上6,000円以下のとき 50%
 - ② 入場料等の額が6,001円以上のとき 80%
- 冷暖房料金として、使用区分金額の50%が加算されます。
- 使用時間を1時間超過する毎に使用区分金額の30%を加算します。(1時間未満は1時間とします。)
- 大・小・展示ホールを準備・練習のため使用する場合は、使用区分金額の50%、冷暖房料は25%とします。